



2019年9月20日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役社長 勝山 倫也
(コード番号：3686 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 松本 博数
(TEL. 03-3221-3980)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました2019年6月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2018年9月3日に外部から指摘を受け、過去5期分(2013年6月期から2017年6月期)及び2018年6月期の売上計上及び事業構造改善引当金の妥当性等の会計処理に関して、不適切な会計処理がなされている疑義が生じました。これを受け、当社は、より独立した立場から事実関係の解明、これらの会計処理の妥当性に関する検証、再発防止策に関する提言等の見解を求める必要があると判断したため、2018年9月14日付で外部の専門家による第三者委員会を設置し調査を行い、2018年11月27日付で調査結果の報告を受けました。

当該調査結果に基づき、当社の全社統制及び決算・財務報告プロセスの再評価を行った結果、信頼性のある財務報告の作成を支えるためのコンプライアンス意識及び執行能力を有する人材の確保及び配置、リスクを識別、分析及び評価する作業において各種の要因が財務諸表の作成に及ぼす影響について適切に考慮される体制、違法行為等を防止する内部牽制機能等につき不備があることを確認し、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

当社は、上記事態を重く受け止め、2019年5月10日に改善計画を策定し、速やかに改善の構築を実施いたしました。改善計画の策定から当事業年度末日まで十分な期間が確保されていなかったため、信頼性のある財務報告の作成を支えるためのコンプライアンス意識の徹底並びにリスクを識別、分析及び評価する作業において各種の要因が財務諸表の作成に及ぼす影響について適切に考慮される体制及び運用に関して、十分な運用状況の評価を実施することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識し、上記の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を策定し推進しております。

1 コンプライアンス意識の醸成

- (1) コンプライアンス意識の周知及び徹底
- (2) コンプライアンス研修・教育等
- (3) コンプライアンス委員会の活性化

2 取締役会における協議の充実化

3 監査役監査及び内部監査の充実

- (1) 内部監査室の機能強化
- (2) 各監査の連携強化

4 内部通報制度の仕組みの改善及び違法行為等を抑止する環境の整備

4. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

上記、開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は適正に反映しており、当事業年度の財務諸表及び連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表及び連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上